

○弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則

(平成 19 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 28 年 9 月 30 日細則第 30 号 平成 30 年 3 月 26 日細則第 14 号  
平成 31 年 3 月 1 日細則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 弘前大学大学院地域社会研究科（以下「研究科」という。）の博士の学位授与に関する詳細については、弘前大学学位規則（平成 16 年規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この細則において「課程博士」とは、規則第 4 条第 1 項の規定に基づき授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、同条第 2 項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

(退学者の取扱い)

第 2 条の 2 規則第 5 条第 3 項に該当する退学者は、同項に掲げる期間内に限り、規則第 4 条第 2 項の規定に基づき学位論文を申請することができる。

(課程博士の学位論文提出資格)

第 3 条 学位規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、学位論文を提出できる者は、研究科に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

(論文博士の学位論文提出資格)

第 4 条 規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、学位を申請できる者は、本学にて必要な研究指導を受けており、かつ、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学卒業後、5 年以上の研究歴のある者
- (3) その他研究科教授会において決定した者

2 前項第 2 号に規定する研究歴とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 大学の専任職員又はこれに準じて研究に従事した期間
- (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院の在学期間及び前号に準じて研究に従事した期間
- (3) 研究科教授会が前 2 号と同等以上と認める研究施設等及び方法により研究に従事した期間

(予備審査)

第 5 条 学位論文の審査の申請をしようとする者は、予め論文の予備審査を経なければならない。

(予備審査の提出書類)

第 6 条 課程博士の論文の予備審査を申請する者は、主指導教員及び副指導教員の承認を得て、規則第 5 条第 1 項及び同規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、別表第 1 の提出書類の種類欄の予備審査に掲げる書類について、予備審査欄に定める部数を提出することとする。

2 論文博士の論文の予備審査を申請する者は、論文内容に関連のある研究指導教員の承認を得て、規則第 5 条第 2 項及び同規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、別表第 2 の提出書類の種類欄の予備審査に掲げる書類について、予備審査欄に定める部数を提出することとする。

(予備審査の申請時期)

第7条 課程博士の予備審査の申請時期は、原則として10月の所定の期間とする。ただし、3年を超えて在学する者にあつては、4月の所定の期間についても申請することができる。

2 論文博士の予備審査の申請時期は、4月又は10月の所定の期間とする。

(予備審査)

第7条の2 予備審査は、予備審査申請者ごとに、次に掲げる委員で審査する。

(1) 課程博士 主任指導教員及び副指導教員2名

(2) 論文博士 研究指導教員を含む3名

2 前項第2号にあつては、委員の互選により主査を選出し、主査は、予備審査の総括を行うものとする。

3 主任指導教員又は主査は、研究科長に審査結果を報告する。

4 研究科長は、前項の結果を予備審査結果通知書(様式第8号)により、予備審査申請者に通知するとともに、5月又は11月開催の研究科教授会に報告する。

(審査の申請)

第7条の3 予備審査の結果、申請を認められた予備審査申請者は、所定の期日までに学位論文審査の申請を行うものとする。

2 予備審査の結果、申請を認められなかった予備審査申請者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(審査の申請書類等)

第7条の4 課程博士の論文審査を申請する者は、主指導教員及び副指導教員の承認を得て、規則第5条第1項及び同規則第7条第2項の規定に基づき、別表第1の提出書類の種類欄に掲げる書類について、審査欄に定める部数を提出することとする。

2 論文博士の論文審査を申請する者は、論文内容に関連のある研究指導教員の承認を得て、規則第5条第2項及び同規則第7条第2項の規定に基づき、別表第2の提出書類の種類欄に掲げる書類について、審査欄に定める部数を、所定の学位論文審査手数料を添えて提出することとする。

(審査の申請時期)

第7条の5 課程博士の審査の申請時期は、原則として12月の所定の期間とする。ただし、3年を超えて在学する者にあつては、6月の所定の期間についても申請することができる。

2 論文博士の審査の申請時期は、6月又は12月の所定の期間とする。

(審査委員)

第8条 研究科長は、審査委員の選出を行う7日前までに、課程博士にあつては別表第1に掲げる書類の写しを、論文博士にあつては別表第2に掲げる書類の写しを研究科教授会全構成員に配付しなければならない。

2 審査委員の選出に当たっては、6月又は12月の研究科教授会において、課程博士にあつては主任指導教員が、論文博士にあつては第7条の2第2項に規定する主査が学位論文について説明を行う。

3 審査委員は、前項の説明後に申請者ごとに3名を選出する。

(審査会)

第9条 審査会は、前条第3項の審査委員により、申請者ごとに組織する。

- 2 審査会に、主査を1名置き、審査委員の互選により選出し、主査は、審査会の総括を行うものとする。
- 3 審査会は、規則第10条第2項の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。
- 4 規則第12条第1項の外国語の学力の確認は、弘前大学大学院地域社会研究科規程（平成16年規程第133号）第1条の2の目的に照らして行う。
- 5 主査は、審査会の議を経て論文審査及び最終試験の方法を定め、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知する。

（最終試験）

第10条 最終試験の期日、問題及び方法は、審査会が決定する。

（論文の審査）

第11条 審査会は、論文博士の論文が、研究科の課程を修了して学位を授与されるものと同年以上の内容を有しているものであることを確認した後、申請者が専攻学術に関し、同様に広い知識を有することを確認しなければならない。

（審査会の報告）

第12条 審査会の主査は、規則第13条に基づく報告に当たり、結果の要旨及び報告書をあらかじめ研究科長に提出しなければならない。

（研究科教授会の議決）

第13条 研究科長は、規則第14条に基づく学位授与認定の研究科教授会開催の7日前までに前条に規定する審査報告書等の写しを、研究科教授会全構成員に配付しなければならない。

2 学位授与認定の議決は、無記名投票によるものとする。

（学位認定時期）

第14条 博士課程修了者の認定時期は、3月又は9月の研究科教授会とする。

（その他）

第15条 この細則に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月30日細則第30号)

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日細則第14号)

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者及び平成29年度以前の入学者の属する年次に転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成31年3月1日細則第14号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第6条第1項, 第7条の4第1項関係)

提出書類の種類	様式	提出部数	
		予備審査	審査
学位論文審査願	規則様式第1	—	2部
予備審査申請書	様式第1号	2部	—
履歴書	規則様式第4	2部	2部
論文目録	規則様式第3	2部	2部
学位論文		—	2部
学位論文の草稿		2部	—
参考論文		2部	2部
学位論文内容の要旨(和文)	様式第2号	2部	2部
共著者の同意書	様式第3号	共著者各1部	—
戸籍抄本		—	1部
研究倫理教育の受講を証明する書類		—	1部

別表第2(第6条第2項, 第7条の4第2項関係)

提出書類の種類	様式	提出部数	
		予備審査	審査
学位申請書	規則様式第2	—	2部
学位論文予備審査申請書	様式第4号	2部	—
業績目録	様式第5号	3部	—
履歴書	規則様式第4	2部	2部
論文目録	規則様式第3	2部	2部
学位論文		—	2部
学位論文の草稿		3部	
参考論文		2部	2部
学位論文内容の要旨(和文)	様式第2号	3部	2部
学位論文内容の要旨(母国語以外)	様式第6号	—	1部
学会誌等掲載論文の別刷又は写し		各3部	—
共著者の同意書	様式第3号	共著者各1部	—
最終学歴の卒業・修了又は退学証明書		1部	—
研究履歴証明書	様式第7号	1部	—
戸籍抄本		—	1部
研究倫理教育の受講を証明する書類		—	1部